

# 島根県ホームページ広告表現ガイドライン

## 第1 目的

島根県ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、島根県広告事業実施要綱及び島根県広告取扱基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

## 第2 定義

島根県ホームページとは、県が管理するホームページ（指定管理者が公の施設のホームページを管理、運営する場合を含む）をいう。

## 第3 禁止表現

次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えるおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

## 第4 GIF アニメ

GIF アニメは使用することができない。

## 第5 島根県ホームページとの区別

次の表現については、ユーザーが島根県ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 島根県ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」、「教育相談」など県政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが島根県の事業であると錯誤しやすいもの

## 第6 色調

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

## 第7 解像度

文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

## 附 則

本ガイドラインは平成19年4月1日から施行する。